⑵　**不法滞在者の状況（不法残留者の状況や退去強制手続の状況）**

我が国の不法残留者数は、2020年１月１日現在で約8.3万人であったものが、2026年１月１日現在で約6.8万人と大きく減少している。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが１万1,601人で最も多く、不法残留者数全体の16.9％を占めている。次いでタイが１万907人（15.9％）、韓国が１万20人(14.6％)、中国が5,827人(8.5％)、フィリピンが4,393人（6.4％）と続いている。

また、不法残留となった直前の時点での在留資格について見ると、在留資格「短期滞在」が４万1,607人（60.8％）と最も多くなっている。

次に、2025年に退去強制手続等（退去強制手続又は出国命令手続）を執った入管法違反者数は１万8,442人であり、前年比2.5％減となっている。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが6,599人（35.8％）と最も多く、次いで、タイ、中国の順となっており、これら上位３か国で全体の64.3％を占めている。また、退去強制事由別に見ると、不法残留が１万7,031人(92.3％)、刑罰法令違反が503人（2.7％）、不法上陸が242人（1.3％）となっており、これまでと同様に不法残留が圧倒的に高い割合を占めている。

また、2025年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法就労をしていたことが認められた者は１万3,435人であり、入管法違反者全体に占める割合は72.9％に上ることから、入管法違反者の多くが不法就労している状況にあるといえる。不法就労者の国籍・地域は、ベトナム、タイ、インドネシア等の近隣アジア諸国を中心として49か国・地域に及んでおり、多国籍の者が不法就労している状況にある。その稼働場所は、関東地区１都６県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で全体の76.4％と大半を占めているほか、中部地区９県（新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知）も12.7％と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者全体の89.1％と高い割合を占めている。

退去強制手続は、その手続の対象となる者を全て収容の対象とすることを前提としていたが、2024年６月、収容に代わる措置として監理措置を創設し、その運用を開始した。2018年末で1,246人であった収容人員は、2025年末時点で570人となった。2025年中に監理措置決定をした件数は、退去強制令書発付前が2,103件、退去強制令書発付後が1,680件であった。

他方、仮放免制度については、監理措置制度の創設に伴って見直され、本来の趣旨に合致するよう、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により収容を一時的に解除する制度とされた。2025年末時点での被仮放免者数は2,429人であった。

⑶　**偽装滞在者等に係る在留資格取消しの状況**

本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合には、法定の手続等を経た上で、在留資格を取り消すことができる。2025年における在留資格取消件数は1,446件となっている。

3　**難民等認定申請の状況**

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところ、2023年12月、難民条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護するため、補完的保護対象者認定制度を創設した。

難民認定申請者数は、2017年に１万9,629人と過去最高を記録したが、2018年に難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しを実施した結果、同年の申請者数は１万493人となり、前年から46.5％減とおよそ半減した。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け更に大幅に減少したものの、2023年は１万3,823人、2024年は１万2,373人、2025年は１万1,298人と高水準が続いている。

2025年の申請者の主な国籍は、タイが1,556人、ミャンマーが1,490人、インドが959人、スリランカが905人、バングラデシュが777人、トルコが683人、パキスタンが534人、インドネシアが496人、ガーナが492人、カメルーンが325人となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が１万600人（申請者全体の93.8％）、不法滞在者が698人（同6.2％）となっている。なお、申請者の11.6％に当たる1,305人が複数回申請者である。

2025年の難民認定者数は187人であり、主な国籍は、アフガニスタンが123人、イエメンが26人、中国が11人、ミャンマーが９人、アンゴラが５人となっている。

2025年の補完的保護対象者認定申請者数は311人であり、2024年から962人減少した。申請者の国籍は、ウクライナが285人、スーダンが10人、アフガニスタン、ロシアが各４人、シリア、ミャンマーが各２人、カザフスタン、トリニダード・トバゴ、ナイジェリア、ブルキナファソが各１人となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が306人（申請者全体の98.4％）、不法滞在者が５人（同1.6％）となっている。

2025年の補完的保護対象者認定者数は474人であり、国籍別の内訳は、ウクライナが386人、ミャンマーが58人、スーダンが23人、イエメンが４人、マリが２人、アフガニスタンが１人となっている。

Ⅲ　出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針

これまで見たように、我が国における外国人入国者数及び在留外国人数は増加傾向にあり、過去に類をみない高水準に達している。我が国の法やルールを逸脱する行為に対しては、国籍にかかわらず公正かつ厳正に対処するとともに、在留する外国人の増加に対応できていない制度については適正化に向けて改善していく必要があるところ、出入国・在留管理上の諸課題に対しても的確に対処していく必要がある。その一方で、我が国における急速な少子高齢化及びこれに伴う人口減少、人手不足の深刻化、国際的な人材獲得競争の激化などが指摘されていることを踏まえると、我が国の経済社会の活性化に資する外国人材を引き続き確保することも不可欠である。そして、現下の人手不足に加え、「2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人」との政府目標が掲げられていることなどを併せ考えると、外国人入国者数・在留外国人数は今後も一層増加していくことが見込まれる。また、我が国の総人口に占める外国人比率が増加するとの予測もある。

こうした状況にあって、出入国・在留管理上の課題に的確に対処するとともに我が国の持続的な経済成長に資する外国人材の確保を図るという時代の要請に的確に応えていくためには、国内外の状況の変化や複雑かつ多様な実態を的確に把握しながら、これまで以上に迅速かつ確実な出入国在留管理行政上の取組が求められ、具体的には、エビデンスの収集・活用を通じた効果的な政策立案、電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の導入をはじめとする入管ＤＸの推進、行政課題に的確に対応するための人的・物的体制整備等を通じ、一層効率的かつ効果的に出入国在留管理行政を遂行する必要がある。

そして、政府全体の取組と協調しつつ、出入国在留管理庁が有する受入れ環境整備に関する総合調整機能等を駆使しながら、ルールに則った外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた受入れ環境整備による我が国経済社会の活性化や、不法滞在者等の法令に違反する者に対する厳正な対処による安全・安心な国民生活の確保等の外国人との秩序ある共生社会の実現に寄与することが求められている。

そこで、本計画においては、出入国在留管理行政における取組の基本方針を次のとおり定めることとする。

○デジタル技術等を活用した厳格かつ円滑な出入国審査を推進していくこと
○本邦に在留する全ての外国人について適正な在留管理を実施すること
○受け入れた外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと
○安全・安心な社会の実現に向け、厳格かつ適正な退去強制手続を効果的に実施し、不法滞在者等に対する対策を強化していくこと